

令和6年度 千葉県における「きはだ（中西部太平洋条約海域）」に係る資源管理協定の取組の効果の検証結果（中間）

（１）千葉県におけるキハダの漁業実態

千葉県鴨川市から勝浦市におけるキハダは、「かじき縄」と呼ばれる、カジキ・マグロ類を主対象とした操業を中心に行っている。かじき縄は、鴨川市、東安房、新勝浦市及び勝浦漁協に所属する約 30 隻の小型船（乗組員数 1～3 名、10 トン未満）が、房総半島から伊豆諸島にかけての黒潮流域付近を漁場として、日帰りから 1 泊程度の操業を行っている。漁期は秋から冬を中心に漁模様によっては夏場も操業する場合があります、夜明けに沿岸で釣った生きたサバを餌に使うのが特徴である。このかじき縄を行う漁業者は、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合のカジキ縄部会に所属し、同部会では、操業規約を定めて操業の秩序維持等を図っている。

（２）資源管理の目標及び目標達成のための具体的な取組等

①目標（資源管理基本方針に定める目標）

・当面の間、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合の平成 24 年（2012 年）から平成 27 年（2015 年）までの期間における平均値以上に維持する。

②該当する資源管理協定

「きはだ（中西部太平洋条約海域）」に係る資源管理協定（以下、協定という。）は、下表のとおりで、3 漁協所属の約 20 名が、キハダを対象とした、それぞれの協定に参加しており、このうち本検証の対象となる協定は、1 協定となっている。

協定	備考	協定	備考	協定	備考
東安房（天津・小湊）	◎	新勝浦市		勝浦	

◎ 本検証の対象協定

③自主的取組

漁業の種類	資源管理の取組	取組の内容	備考（該当する協定）
はえなわ漁業	◎ 休漁日の設定	第 1・3 土曜日	東安房（天津・小湊）

◎ 協定に記載されている取組

(3) 資源管理の効果の検証

安房・夷隅地域におけるはえなわ漁業の漁獲量については、勝浦市内の沿岸まぐろはえ縄漁業として漁獲量が集計されており、勝浦市内の漁獲量が千葉県全体の沿岸まぐろはえ縄漁業の大半を占めており、夷隅・安房地域におけるはえ縄漁業の漁獲量を代表していると考えて差し支えない。本県漁業者による漁獲量は、近年 60~170 トン程度で推移している（図 1）。協定参加者による検証（以下、「自己点検」という。）では、漁獲量や CPUE（単位努力量あたり漁獲量）は維持と判断しており、令和 5 年(2023)度の国際的な資源評価でも、はえ縄による漁獲量は概ね一定であり、その推移と一致している。また、魚価（単価）も維持と判断している。

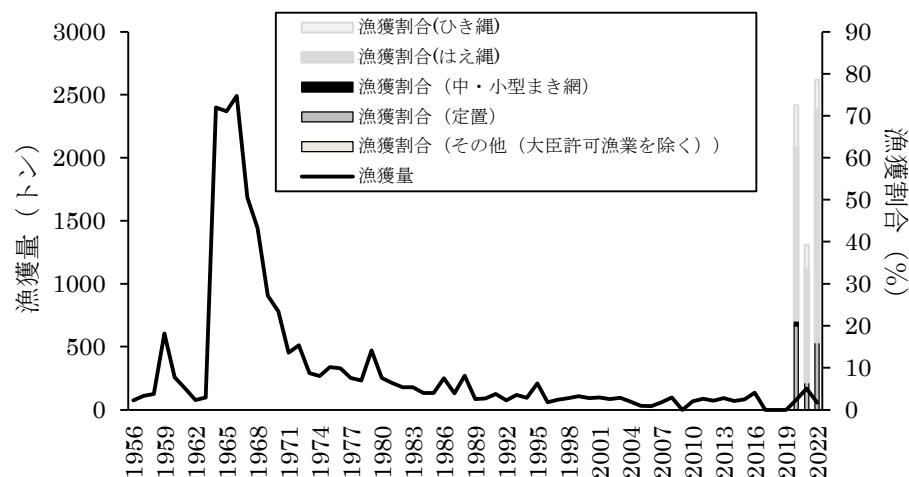


図 1 千葉県におけるキハダの漁獲量と漁業種類別漁獲割合
(海面漁業生産統計調査)

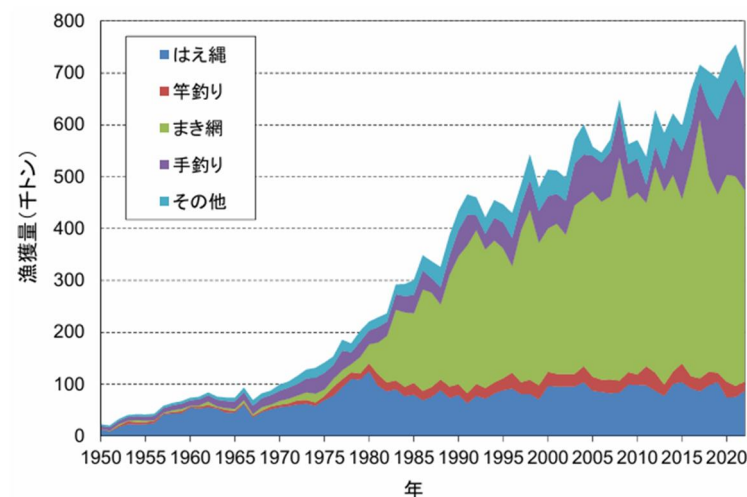


図 2 中西部太平洋におけるキハダの漁法別漁獲量
(水研機構 HP 令和 5 年(2023)度 国際漁業資源の現況 キハダ)

(4) 効果を高めるための協定の改善・高度化の検討

キハダは、現在の国際的な資源評価では、良好な資源状況であるが、国を跨いで広域を回遊する魚種であることや漁場への来遊が海況の影響を受けるため、漁獲量はこれに大きく左右されることが考えられる。今後も現行の取組を継続しつつ、国際的な資源状況及び国内で求められる資源管理措置等を踏まえて取組内容を検討していくことが重要と考えられる。